



平成 29 年 11 月 6 日

桐生市長 亀山豊文様

桐生市特別職報酬等審議会
会長 笠井秋夫

特別職の報酬等の額について（答申）

平成 29 年 8 月 1 日付け、桐人(特)諮問第 1 号で諮問のあった議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達しましたので答申します。

記

1 答申

議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は据え置くことが適当である。

2 答申にあたっての意見、考え方

(1) 議会の議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額

市長、副市長及び教育長の給料については、市政運営の重責を担うという観点からも、相応の給料額が必要であると考えます。

また、議員報酬については、これまでも市議会における議員定数の削減が図られていること、市民の代表たる人材を確保するという観点からも、相応の報酬額が必要であると考えます。

しかしながら、桐生市の財政状況や人口減少の状況等を踏まえると、報酬等の額の引き上げは難しいものと考えます。なお、引き下げに言及する意見もあつた。

これらのことを総合的に勘案するとともに、県内他市の報酬等の額や、平成 24 年に桐生市が引き下げ改定を行って以降、県内他市では改定が行われていない状況なども考慮すると、報酬等の額については据え置くことが適当と考えます。

(2) 政務活動費の額

政務活動費については、有効、適正に運用されていることが重要である。桐生市議会では、領収書等の証拠書類の添付が義務付けられており、金額については据え置くことが適当と考えます。

なお、今後も、領収書等の証拠書類の添付を行うとともに、視察等の報告などにより、引き続き有効、適正な運用に努めていただきたい。

3 審議に際して提出された資料等

- (1) 桐生市における特別職の報酬等の改定状況
- (2) 県内他市、人口規模や産業構造が類似している市の報酬等の額
- (3) 一般職の職員の給与の改定状況
- (4) 消費者物価指数の推移
- (5) 市税収入の推移
- (6) 人件費の推移
- (7) 桐生市及び県内他市等の財政状況
- (8) 市議会政務活動費の交付額の経緯

4 審議会の開催状況

第1回	平成29年 8月 1日	特別会議室
第2回	平成29年 8月 22日	正庁1
第3回	平成29年 10月 3日	特別会議室
第4回	平成29年 10月 31日	特別会議室

5 委員氏名

会 長	笠 井 秋 夫
職務代理	牛 腸 章
委 員	矢 澤 豊
委 員	尾 花 克 彦
委 員	腰 塚 有 吾
委 員	小 島 祐 明
委 員	下 山 啓 二
委 員	津久井 英 子
委 員	山 口 正 夫
委 員	横 山 大 志

(委員は五十音順)